

議案第62号

墨田区地域プラザ条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年9月13日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区地域プラザ条例の一部を改正する条例

墨田区地域プラザ条例（平成24年墨田区条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表第3 1八広地域プラザの部⁽¹⁾本館の款大会議室の項中「2,400円」を「2,600円」に、「3,100円」を「3,400円」に改め、同款中会議室の項中「1,700円」を「1,850円」に、「2,200円」を「2,400円」に改め、同款楽屋の項中「700円」を「750円」に改め、同款相談室の項中「400円」を「440円」に、「500円」を「550円」に改め、同款工作室の項中「1,300円」を「1,400円」に、「1,500円」を「1,650円」に改め、同款調理室の項中「2,000円」を「2,200円」に、「2,400円」を「2,600円」に改め、同款多目的ホールの項中「3,900円」を「4,250円」に、「4,600円」を「5,050円」に改め、同款音楽スタジオの項中「2,000円」を「2,200円」に、「2,200円」を「2,400円」に改め、同款付帯設備の項中「1,000円」を「1,100円」に改め、同款付記2中「1」を「付記1」に改め、同部⁽²⁾屋内運動場の款体育館の項中「220円」を「240円」に、「380円」を「410円」に改め、同款トレーニング室の項中「220円」を「240円」に改め、同部⁽³⁾多目的運動場の款全面利用の項中「4,000円」を「4,400円」に、「5,000円」を「5,500円」に、「1,400円」を「1,500円」に、「1,800円」を「1,900円」に改め、同款半面利用の項中「700円」を「750円」に、「900円」を「950円」に改め、同款付帯設備の項中「1,000円」を「1,100円」に改め、同表 2本所地域プラザの

部会議室の項中「2,400円」を「2,600円」に、「3,100円」を「3,400円」に改め、同部小会議室の項中「1,700円」を「1,850円」に、「2,200円」を「2,400円」に改め、同部学び合い体験室の項中「1,300円」を「1,400円」に、「1,500円」を「1,650円」に改め、同部調理室の項中「2,000円」を「2,200円」に、「2,400円」を「2,600円」に改め、同部多目的ホールの項中「4,200円」を「4,600円」に、「4,900円」を「5,350円」に改め、同部スタジオの項中「2,000円」を「2,200円」に、「2,200円」を「2,400円」に改め、同部和室の項及びイベントスペースAの項中「2,400円」を「2,600円」に、「3,100円」を「3,400円」に改め、同部イベントスペースBの項中「1,700円」を「1,850円」に、「2,200円」を「2,400円」に改め、同部トレーニング室の項中「220円」を「240円」に改め、同部付帯設備の項中「1,000円」を「1,100円」に改め、同部付記2中「1」を「付記1」に改める。

付 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に利用承認を受けているものに係る利用料金については、なお従前の例による。

(提案理由)

受益者負担の適正化を図るため、利用料金の上限額を改定する必要がある。